

税理士による「社会起業家精神」を 発揮した中小企業支援の重要性

税理士 湊 義和

1 はじめに

2019年4月に、2019年版中小企業白書（以下「2019白書」という）が公表された。これによると、直近の2016年の企業数は359万者（その内訳は、法人161万者、個人事業主198万者）となり、2014年に比して23万者の大幅な減少となった。2012年から2014年では、4万者の減少であったことと比較すると、企業数の減少スピードが上がっていることがわかる。この減少の内訳は、従業員数5名（製造業、建設業等では20人）以下の小規模企業の減少が20万者と最も大きい。更にこの23万者の減少を開業数と廃業数に区分してみると、開業数20万者に対して、廃業数33万者となり、合併分社等によるその他の増減を加味して、23万者の減少となっている。

つまり、我々税理士が事業基盤としている小規模事業者数の減少に拍車がかかっており、雇用の7割、付加価値額の5割を支えている中小企業を活性化させる中小企業支援は今まさに待ったなしの状況となっている。

2 今こそ税理士による「社会起業家精神」を 発揮した中小企業支援を

このような状況に対処するために、東京税理士会においても令和元年度事業計画の重点施策の3番目として、「中小企業の存続、発展、事業承継について積極的に諸施策を実施する。」こととしている。筆者も、その事業を所管する「中小企業対策部」において、諸施策の検討と迅速な実行支援に取り組んでいるが、関係諸官庁や地域金融機関等からは、全国7万7千人弱の大きな専門家集団である税理士による積極的な中小企業支援を期待し、我々の取組みを注視してい

るのが現実である。

今、目の前にある社会的困難に対して、我々がやらなければ誰がやるのかという使命感をもって、その問題解決に献身的に取り組み、社会に貢献するのが「社会起業家精神」とされる。

中小企業の経営支援は、現状把握、計画、実行、確認、改善の伴走型の支援が必要となるが、顧問契約をベースに、継続的に深く中小企業者に関与できる税理士こそが、この伴走型の支援を行う最適なポジションにおり、正に我々が、「社会起業家精神」を発揮して、本会と各支部が一丸となって、中小企業支援の具体的な行動を起こしていく必要がある。

3 中小企業の財務データから考える中小企業支援の具体的方向性

今般の 2019 白書では、過去の中小企業白書では行われてこなかった大規模な財務データに基づく中小企業の実態調査結果を公表している。具体的には、信用保証協会の保証料率の決定等に利用されている（一社）CRD 協会から年間約 100 万社の財務データを 10 年分集積し、大規模かつ詳細な財務分析を行っている。この分析結果からは、今後、我々税理士が、具体的にどのような中小企業支援を行っていくべきかの多くの示唆を得ることができる。

① 既存企業への支援

CRD 協会の既存企業の財務データによれば、中小企業の純資産の中央値（企業データを最小値から最大値まで並べたときの間（50%）に位置する企業の数値）は、6.9 百万円であり、下位 25%の企業群が債務超過、最上位から 25%に位置する企業の純資産は 4 千 7 百万円、最上位から 10%に位置する企業の純資産は 2 億 2 千万円であることがわかった。2016 年の中小企業の法人数は約 160 万社で、このうち経営者の年齢が 60 歳以上の企業割合は約 50%であることから、事業承継支援において、事業承継税制の特例措置による経営支援の検討が必要な企業数は、上位 25%の約 40 万社の半数の約 20 万社となり、特に上位 10%の約 16 万社の半数の約 8 万社については具体的な対策が必要であ

ると推定される。また、営業利益の状況を見てみると、中央値は、1.1 百万円であり、中央値より下位の企業群は赤字企業となっていることから、中小企業の法人約 160 万社のうち、約 80 万社に対しては、売上の拡大や経費の削減などによる経営改善支援が急務であることが推定される。

上記を整理すると、既存中小企業に対する経営支援の方向性としては、中央値以下 50%の企業群については、赤字脱却等の経営改善支援が必要であり、上位 25%の企業群については事業承継税制による支援や積極的な成長支援が、また中央値から上位 25%までの企業群については、設備投資や IT を活用した生産性の向上等などによる経営力の強化支援策の優先順位が高いと推定される。

② 事業引継ぎ及び廃業支援

2019 白書によれば、廃業企業の借入金の整理状況について、約 10%の企業群が廃業時においても借入金を整理できておらず、その理由のトップが「債務超過であったため完済が困難であった」と回答している。2014 年から 2016 年の間に 33 万者が廃業しており、1 年平均で 16.5 万者の廃業者に対して、この 10%をあてはめると、約 1.6 万者について廃業後も借入金を残していることとなる。2018 年 10 月より日本税理士会連合会では、後継者がいない等の理由により事業を継続することが困難な事業者で、事業の引継ぎを希望する事業者を支援するために「担い手探しナビ」による事業や会社の引継ぎ支援に取り組んでいる。この仕組みを活用することにより、会社や設備等の売却による資金化を実現させ、廃業後も借入金が残ってしまうような事業者の支援の一助とすることが可能である。

③ 創業支援

2019 白書によれば、2012 年から 2014 年の間に 26 万者が開業し、50 万者が廃業し、2014 年から 2016 年の間に 20 万者が開業し、33 万者が廃業している。この開業企業と廃業企業の雇用へのインパクトは、2012 年から 2016 年の間では、企業の廃業により 503 万人の雇用が失われたが、企業の開業により 356 万人の雇用が創出されており、廃業により減少した雇用の約 7 割以上を開業により回復できていることがわかる。

中小企業者数の減少に歯止めをかけ、新しい企業の流入により経済を活性化させるため、今後も継続的かつ積極的な創業支援の取組みが重要である。

4 金融行政の改革と税理士による中小企業の資金繰り実態に 適応した金融支援の重要性

金融機関による中小企業への金融仲介機能は、中小企業が安定的な経常運転資金を確保し、前向きな投資資金を調達するために不可欠なものである。現在、金融庁においては、2018年6月に「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を公表し、2019年4月を目途とした金融検査マニュアルの廃止を含め、抜本的な金融行政の見直しを進めている。従来の金融行政は、金融危機後の金融システム安定のために、1999年以降、長きにわたり、金融検査マニュアルによる貸出債権の自己査定や償却・引当の適正性を検証し、最低自己資本比率を確認することが優先された。その結果、顧客の事業性ではなく担保、保証を重視する「形式への集中」や、過去のバランスシート評価を重視する「過去への集中」、金融機関が対処すべき全体リスクよりも、個別債権の自己査定を重視する「部分への集中」をもたらしたという当局の問題意識に基づき、金融行政の改革を進めている。

金融検査マニュアルを重視した金融機関の融資行動の結果、以下のような弊害が顕在化した。

- ① 過去には一般的であった経常運転資金への短期継続融資が、金融検査マニュアルに照らして、短期コロガシ融資として貸出条件緩和債権に認定されるリスクを避けるために、元本返済付の証書貸付への転換が図られた。その結果、中小企業の資金繰りが大幅に悪化し、結果として中小事業者の金融負債の増加をもたらしたこと
- ② 中古資産の取得に伴う融資期間の判断において、法定耐用年数をベースとした残存耐用年数を融資期間とすることにより、資金繰りの圧迫につながったこと

これらの弊害を解決するために、金融庁は、チェックリスト方式の金融検査マニュアルを廃止し、金融機関に、健全な金融仲介機能を発揮するための自主的な創意工夫を促すこととしている。今後、金融機関は、金融当局が策定したルールベースの融資行動から、中小企業とのコミュニケーションを深めることにより、「中小企業の資金繰り実態に適合した金融仲介機能」を提供することにより、中小企業の減少に歯止めをかけ、中小企業の活力を回復させる中小企業支援が求められることとなる。

ここに、税理士が金融機関と連携して金融支援に取り組まなければならない理由が存在している。なぜならば、我々税理士は、日々の経営指導を通じて、誰よりも深く中小企業の資金繰りの実態を理解しているからである。今後、我々税理士は、経常運転資金については短期継続借入金、設備投資資金については購入資産の適正な耐用年数に応じた長期借入金への組み替えを検討するなど、民間並びに公的金融機関と連携して、中小企業の資金繰り改善支援や経営改善支援に取り組むことが重要となる。

5 おわりに

我々税理士は、税理士法において、申告納税制度の理念にそって納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命とし、税務代理、税務相談等の法定業務を行うことを業としている。しかし、その大前提として、活力ある中小企業が存続できなければ、その業すら行うことができない。少子化によるマーケットの縮小、生産年齢人口の減少による人手不足の深刻化等を受けて、経営資源の限られた中小企業が経営において試行錯誤を行うチャンスはますます限定されてくる。この限られたチャンスを活かすには、我々税理士が「社会企業家精神」を発揮して、中小企業を支援する以外に無いと考える。